平成２５年（フ）第１４３号
福岡市西区今宿町677番地１　Ａ棟、開始決定時の住所熊本市中央区大江３丁目４番５―205号
破産者　米澤　朋子
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６７号
熊本県上天草市大矢野町中8195番地13
破産者　園田　　正
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１６８号
長崎県佐世保市世知原町開作194番地、旧住所長崎県佐世保市大潟町290番地79
破産者　豆田　友和
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
奈良県橿原市四条町638番地の４　アヴェニューパル108
破産者　片浦　匡紀
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
秋田県にかほ市両前寺字狐森207番地２
破産者　竹内　洋輝
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第３６号
福井市足羽３丁目９番13号
破産者　本塚　利美
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４１号
愛知県碧南市山神町１丁目11番地
破産者　加藤　　健
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６０号
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古703番地８
破産者　西田　眞一
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８５号
兵庫県豊岡市城崎町湯島219番地
破産者　中村　文明
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
鳥取県鳥取市賀露町南４丁目22番24号
破産者　奥田　麗子
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６４号
佐賀県唐津市相知町横枕1463番地
破産者　北川　浩一
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１１６号
茨城県つくば市金田154番地５
破産者　沼尻　順子
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５８０号
横浜市磯子区田中２丁目25番16―204号
破産者　鈴木　明弘
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７５５号
横浜市青葉区鴨志田町527番地１　ラヴィエコロ２－１－Ｂ号室
破産者　兼平美惠子
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７１号
大津市大石中５丁目14番10号
破産者　芝谷ひろ子
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３６号
兵庫県川西市花屋敷１丁目26番10号　106
破産者　中西　弘政
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５７７号
広島市安佐南区大町東３丁目26番21―702号
破産者　荒木　誠司
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部